

むつ市農業委員会第 6 9 8 回総会議事録

平成 2 5 年 9 月 1 2 日（木）むつ市農業委員会総会が、むつ市役所大会議室 A において開催された。

1．開催日時 2 5 年 9 月 1 2 日（木）午前 1 0 時 5 0 分から午前 1 1 時 5 0 分

2．開催場所 むつ市役所大会議室 A

3．出席した委員の番号及び氏名（2 4 名）

番 号	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	板 井 弘 已
2	〃	柳 澤 都 市 秋
4	〃	柴 田 峯 生
6	〃	福 永 忠 雄
7	〃	村 口 利 光
8	〃	野 里 岩 雄
9	〃	北 川 岩 男
1 0	〃	菅 原 靖 博
1 1	〃	工 藤 輝 雄
1 2	〃	本 山 日 満 夫
1 3	会 長	立 花 順 一
1 6	農 業 委 員	藤 澤 伊 三 郎
1 8	〃	小 林 義 顯
2 0	〃	嶋 影 秀 子
2 1	〃	菊 池 秀 藏
2 2	〃	立 花 幸 雄
2 3	〃	坪 清 志
2 4	〃	山 口 芳 一
2 5	〃	坂 本 正 一
2 6	〃	村 口 鉄 雄
2 7	〃	原 英 輔
2 8	〃	杉 山 武 美
2 9	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏
3 0	農 業 委 員	中 嶋 寿 樹

4. 欠席した委員の番号及び氏名（5名）

番 号	役 職 名	氏 名
5	農 業 委 員	蛭 名 修 一
1 4	〃	水 戸 隆 璽
1 5	〃	鴨 田 輝 雄
1 7	〃	橋 本 唯 志
1 9	〃	赤 坂 直 良

5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

1. 会議に従事した職氏名

次 長 一 家 隆 雄

主任主査 川 村 利 之

主 事 坪 谷 春 花

7. 会議録署名委員

6 番 福 永 忠 雄 7 番 村 口 利 光

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主事 坪谷 春花

会 議 の 概 要

議 長	ただいまから、むつ市農業委員会第698回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、29名中24名で定足数に達しております。 本日、5番蛭名委員、14番水戸委員、15番鴨田委員、17番橋本委員、19番赤坂委員が都合により、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、6番福永委員、7番村口利光委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の坪谷主事を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。 それでは、議案審議に入ります。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題に供します。 事務局より、説明願います。
事 務 局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 申請地は大字田名部字土手内5、地目は畑、面積2,334㎡、売買による所有権移転であります。 本申請については、譲受人が経営規模拡大のため取得するものであります。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 調査については、9月3日菅原委員、工藤委員、嶋影委員、事務局により許可申請による調査を行い、周辺の農地の利用状況等を調査した結果、特に問題はないと思われます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第1号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。

各委員	異議なし
議長	質疑がありませんので、議案第１号は原案のとおり承認いたしました。 続きまして、議案第２号農地法第４条の規定による許可申請についてを、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	議案第２号の農地法第４条の規定による許可申請についてご説明します。 申請地は大字田名部字土手内７４番１３０８、地目は畑、面積３３０㎡、一般個人住宅の建設であります。 現地調査に関しましては、９月３日菅原委員、工藤委員、嶋影委員、事務局で近隣農地への影響、建蔽率など調査した結果、特に問題は無く、許可要件を満たしているものと考えます。 なお、報告事項第４号にあります地目変更登記に係る証明願は取り下げ、本申請におよんだとのことであります。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
工藤委員	議案第２号について、補足いたします。 以前の総会で転用申請があった土地の斜め向かいで、周辺農地には、特に問題はありません。
議長	議案第２号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	異議なし
議長	質疑がありませんので、議案第２号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 続きまして、議案第３号農地法第５条の規定による許可申請についてを、議題に供します。 事務局より、説明願います。
事務局	議案第３号の農地法第５条の規定による許可申請についてご説明しま

す。

申請地は大字田名部字土手内 7 4 番 1 3 0 7、地目は畑、面積 3 3 1 m²、一般個人住宅の建設であります。

本申請については議案第 2 号と斜め向かいの関係にあり、条件もほぼ同一であります。調査に関しましては、同じく 9 月 3 日菅原委員、工藤委員、嶋影委員、事務局で近隣農地への影響、建蔽率など調査した結果、特に問題は無く、許可要件を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

工藤委員

議案第 3 号について、補足いたします。

議案第 2 号と、ほぼ条件は同一であり、特に問題はありません。

議長

議案第 3 号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

異議なし

議長

質疑がありませんので、議案第 3 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、農地等の現況について等、報告事項があります。

事務局より、説明願います。

事務局

報告事項についてご説明いたします。

報告第 1 号農地の転用事実に関する照会について、申請地柳町二丁目 3 8 6、地目は田、面積 2 2 6 m²、法務局による農地の照会であります。

調査については、8 月 1 2 日菅原委員、工藤委員、事務局で調査した結果、数十年以前より家が建っているため非農地と回答いたしました。

報告第 2 号農地の転用事実に関する照会について、申請地苫生町一丁目 1 4 1、地目は田、面積 4, 9 9 1 m²、法務局による農地の照会であります。

調査については、8 月 1 2 日菅原委員、工藤委員、事務局で調査した結果、数十年以前より耕作されておらず原野山林化しており、農地として復元困難なため非農地と回答いたしました。

報告第 3 号非農地証明について、申請地大畑町水木沢 7 番 1、地目は畑、面積 3 4 8 m²についてであります。

調査については、８月１９日柳澤委員、本山委員、畑中委員、事務局で調査した結果、数十年耕作しておらず原野山林化しており、農地として復元困難なため非農地と回答いたしました。

報告第４号農地の転用事実に関する照会についてであります。議案第２号の申請地でありまして、農地であるため農地と回答いたしました。よって第４条申請をするため取り下げたものと聞いております。

報告第５号非農地証明について、申請地赤川町５６、地目は畑、面積５４８㎡についてであります。

調査については、８月２１日北川委員、菅原委員、工藤委員、事務局で調査した結果、相当年数耕作されておらず原野山林化しており、農地として復元困難なため非農地と回答いたしました。

報告第６号農地の現況に関する照会について、申請地大畑町正津川戦敷６１６番１、地目は田、面積１，８２３㎡、裁判所による農地の照会であります。

調査については、８月２６日 本山委員、畑中委員、事務局で調査した結果、相当年数耕作されておらず原野山林化しており、農地として復元困難なため非農地と回答いたしました。

報告第７号農地の転用事実に関する照会について、申請地川内町休所１３番５、地目は田、面積８５５㎡、法務局による農地の照会であります。

調査につきましては８月２７日板井委員、村口利光委員、野里委員、水戸委員、嶋田委員、事務局で調査した結果相当年数耕作されておらず、農地として復元困難なため非農地と回答いたしました。

以上で報告を終わります。

これで、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第６９８回総会を閉会します。

議長

９．会議録署名委員

会議録署名委員 福 永 忠 雄

会議録署名委員 村 口 利 光